

平成23年12月7日

<問い合わせ先>

海事局

海賊対策連絡調整室 小森・今井

TEL 03-5253-8111 (代表)

(内線 43303・43304)

03-5253-8932 (直通)

海賊対処法に基づく護衛対象船舶について

(21. 7. 28~23. 11. 30 まで)

平成21年7月24日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(以下、「海賊対処法」という。)」が施行され、7月28日から海賊対処法に基づく海賊対処行動による護衛活動がアデン湾において開始されております。海賊対処法により、船舶の国籍を問わず護衛を行うことが可能となったことから、国土交通省海事局が外国の船舶を含めて一元的に申請を受け付け、日本関係船舶等を確実に護衛対象船舶に選定するとともに、国際貢献の観点から日本に関連のない外国の船舶を護衛対象に選定する役割を果たしております。

このことから、海賊対処法に基づく護衛活動に関し、以下のとおり、とりまとめました。

1 事前登録の状況 (平成23年11月30日現在)

(1) 登録事業者数

687社 (うち外国船社は593社【49カ国】)

(2) 登録船舶数

5,939隻 (うち外国船社は3,276隻) ※重複を除く。

2 護衛対象船舶の状況

(1) 集計期間 (護衛回数)

平成21年7月28日から平成23年11月30日まで ※護衛中の活動は除く。

(海賊対処法による護衛活動第1回から第264回までの計264回)

(2) 護衛対象船舶数

合計 2,206隻 (1回平均8.4隻)

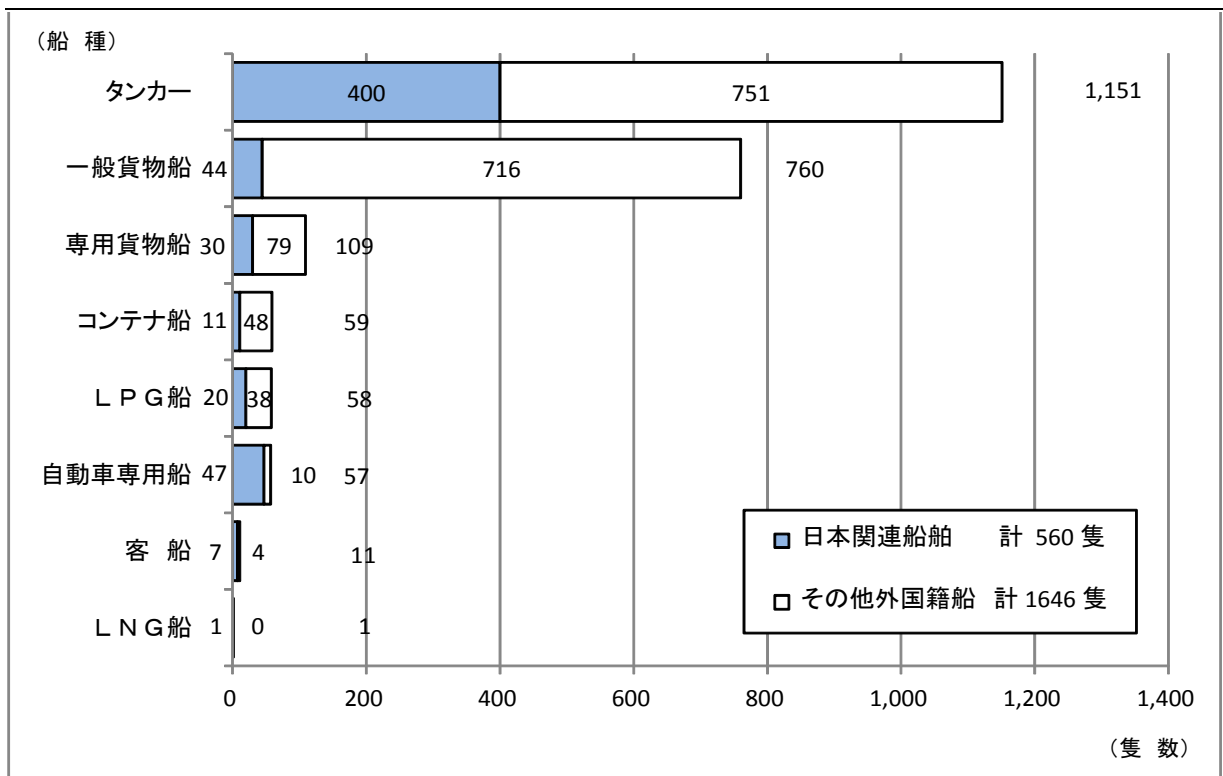
(参考) 海上警備行動に基づく護衛活動: 1回平均3.0隻

<内訳>

- 1. 日本関係船舶 (我が国の運航事業者が運航する船舶) 480隻
 - うち ①日本籍船 13隻
 - ②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船 467隻
- 2. その他外国籍船 (外国の運航事業者が運航する船舶) 1,726隻

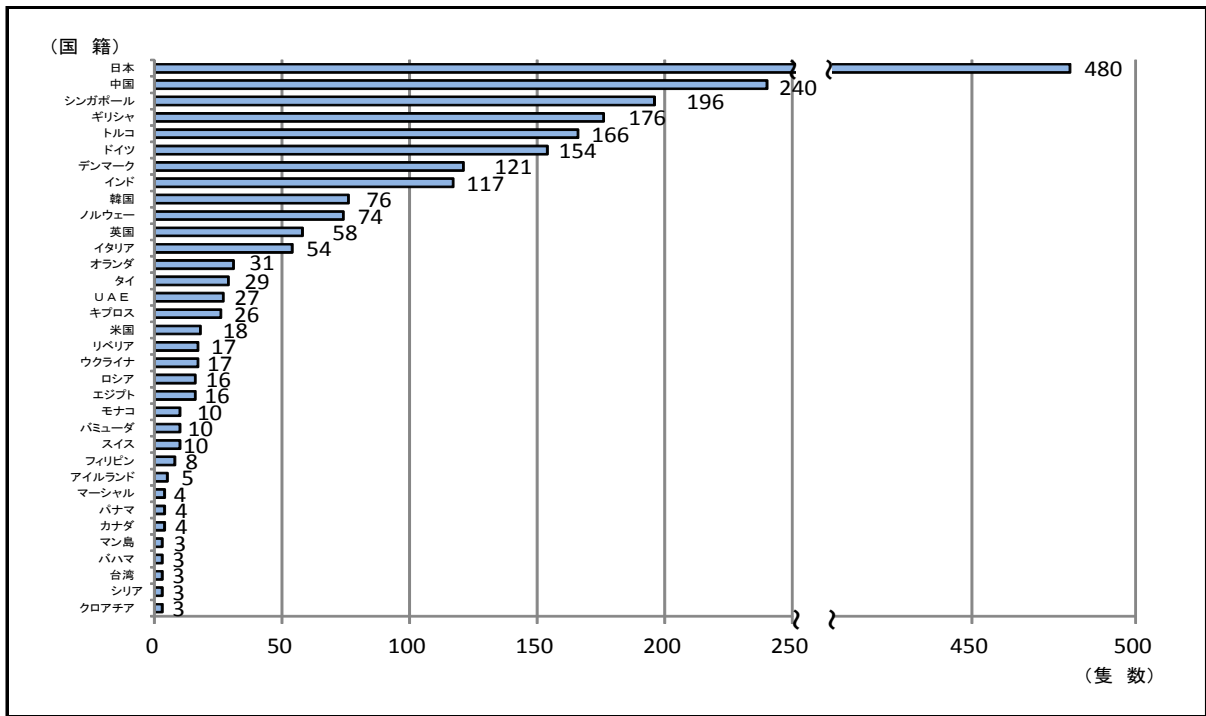
※ 「2. その他外国籍船」の中には、日本の企業が船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶80隻が含まれている。

(3) 船舶の種類



※ 日本関連船舶: 日本関係船舶及び日本の企業が船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶

(4) 船舶運航会社の国籍別内訳



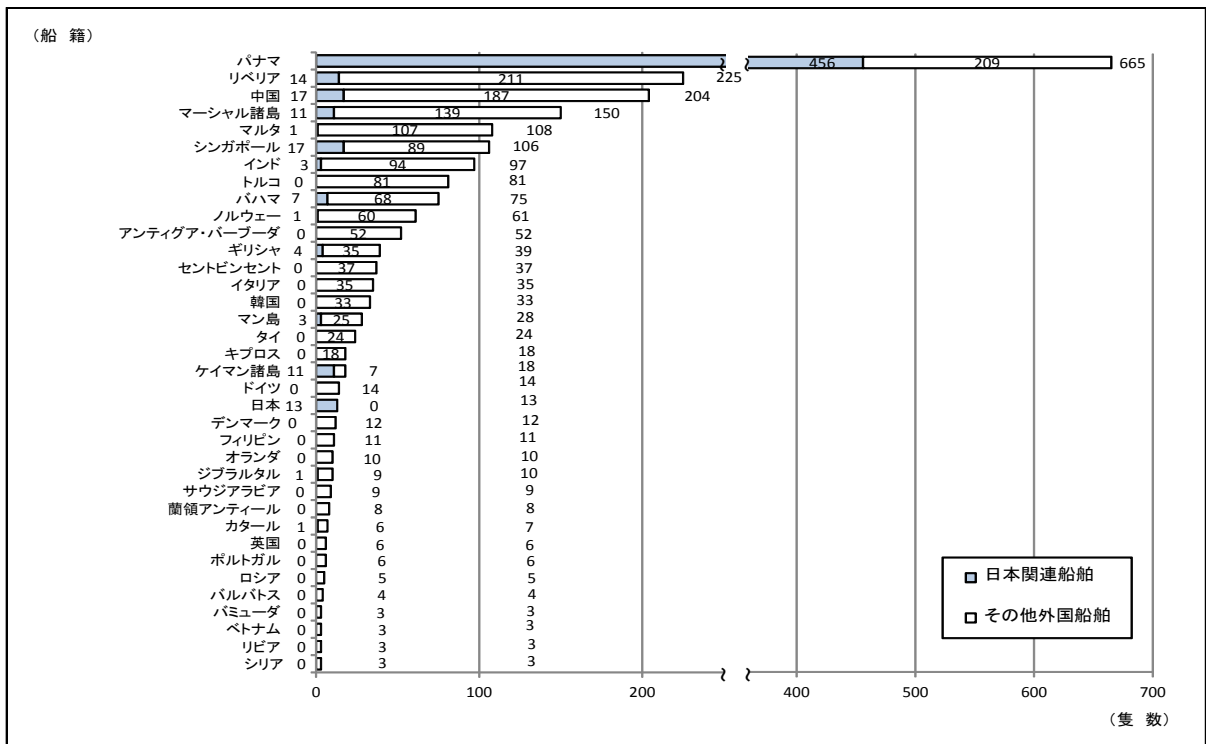
※ 2隻以下の国籍は、以下のとおりであるが、グラフ上は省略。

(2隻) ラトビア、南アフリカ、ベルギー、ブルガリア、スペイン、カタール、パキスタン、サウジアラビア

(1隻) 英領ヴァージン諸島、マレーシア、ポルトガル、ベネズエラ、ベトナム、バングラディッシュ、チリ、イスラエル、ケイマン諸島、フランス、オマーン

※ 「中国」の国籍数には「香港」の国籍数を含む。

(5) 船籍別の内訳



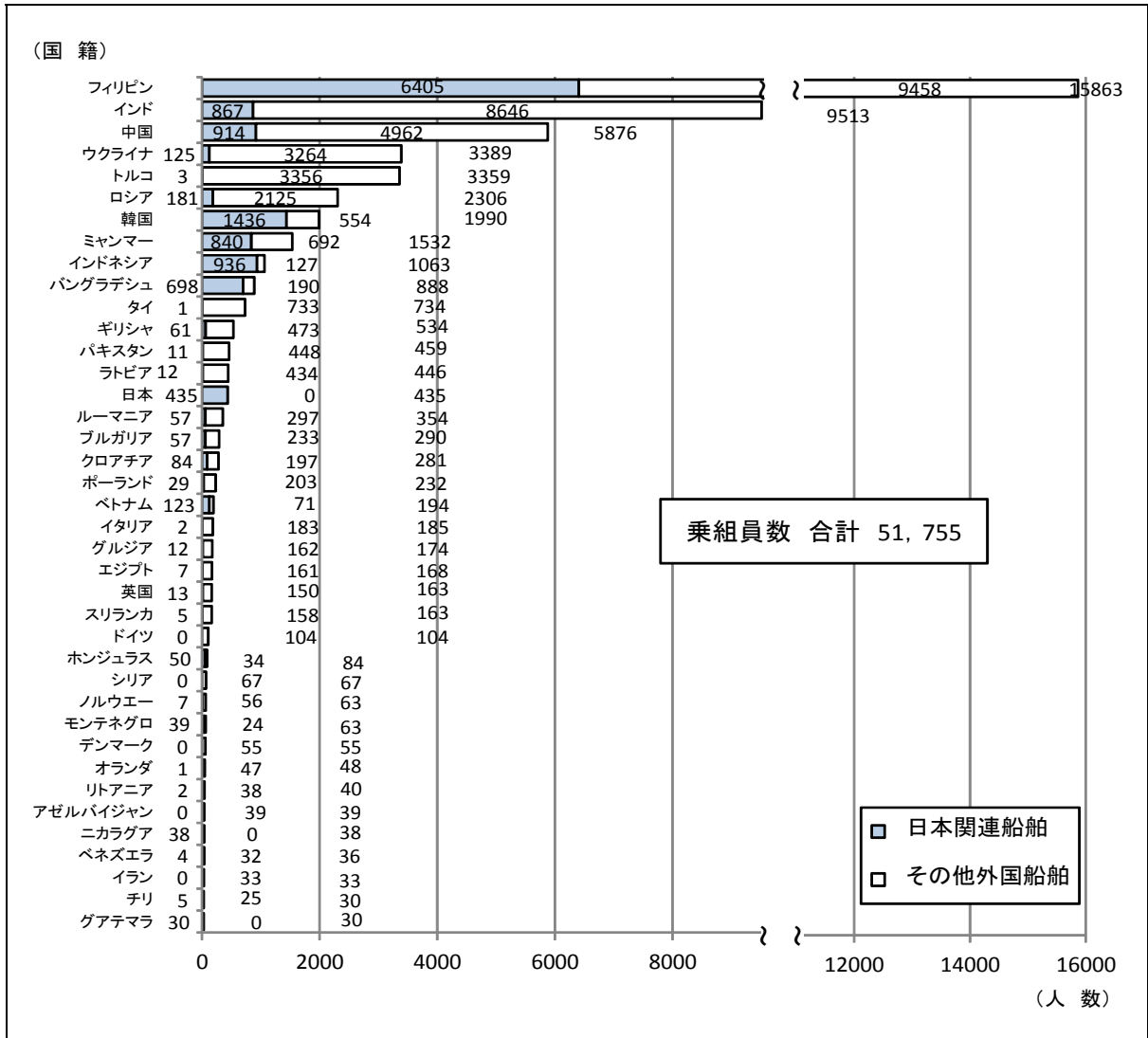
※ 2隻以下の船籍は以下のとおりであるが、グラフ上は省略。

(2隻) ブルガリア、セントクリストファー・ネーヴィス、スイス、シエラレオネ、エジプト、パキスタン

(1隻) ルクセンブルク、マレーシア、ベルギー、バングラディッシュ、ドミニカ国、ツバル、クロアチア、キリバス、UAE、パーレーン、バヌアツ

※ 「中国」の国籍数には「香港」の国籍数を含む。

(6) 乗組員の国籍別内訳



※ 30人以下の国籍別乗組員数は以下のとおりであるが、グラフ上省略。

エストニア 29人、パナマ 25人、ガーナ 23人、米国 22人、ペルー 20人、マレーシア 20人、イラク 19人、アルジェリア 17人、カナダ 15人、キリバス 15人、ハイチ 14人、ベラルーシ 13人、スペイン 12人、ジャマイカ 11人、台湾 10人、ネパール 10人、ヨルダン 9人、(以下8人) シンガポール、トンガ、モルジブ、(以下7人) 南アフリカ、スウェーデン、コロンビア、ベルギー、(以下6人) アイルランド、スイス、ブラジル、(以下5人) ポルトガル、オーストリア、(以下4人) キューバ、スーダン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フィンランド、フランス、オーストラリア、リビア、オマーン(以下3人) イスラエル、ガイアナ、チェコ、マケドニア、キプロス、(以下2人) スロバキア、(以下1人) アイスランド、ニュージーランド、アルゼンチン、エチオピア、ギアナ、セントビンセント、セントルシア、バミューダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ、モルドバ、ジョーダン、モロッコ